

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

いわき市長

## 公表日

令和6年2月5日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所





システム4	
①システムの名称	<p>国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)  * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
②システムの機能	<p>1. 資格継続業務(詳細は別添4を参照)  (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信  市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。  (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)  都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。  また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添4を参照)  (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)  市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。  (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)  転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添4を参照)  (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信  市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。  (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信  オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>* ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム  [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム  [ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム  [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 (医療保険者等向け中間サーバー等)</p>



3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険被保険者ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30</li> <li>・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul> </p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、31の2の2、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、59の3条)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二(第42、43の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25の2条)</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul> </p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民協働部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
7. 他の評価実施機関	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険被保険者ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者及び擬制世帯主(資格喪失後5年間保有する情報を含む)
その必要性	国民健康保険の加入者に対して適正な管理を行うため必要な情報を保有
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報: 対象者を正確に特定するために保有する。</li> <li>・連絡先等情報: 世帯主を含む被保険者の現住所や、加入資格情報等を把握するために保有する。</li> <li>・医療保険関係情報: 給付事務を行うために保有する。</li> <li>・地方税関係情報: 保険給付の算定に用いる所得区分の判定を行うため保有する。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年11月
⑥事務担当部署	市民協働部 国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民協働部市民課、財政部市民税課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( デジタル庁 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村等 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 福島県国民健康保険団体連合会 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	<p>国民健康保険の資格・給付に関する事務を行うため。</p> <p>&lt;国保連合会から入手する情報&gt;※平成30年4月1日以後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格継続業務(都道府県単位の被保険者資格情報)</li> <li>・高額該当の引き継ぎ業務(都道府県単位の高額該当情報)</li> </ul> <p>国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があるため、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。</p> <p>なお、入手する情報は、本市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p>	
④使用の主体	使用部署	市民協働部市民課、市民協働部国保年金課、各支所、各市民サービスセンター、総務部情報政策課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の被保険者資格の管理</li> <li>・被保険者証等の交付、回収、検認、更新、再交付又は返還</li> <li>・保険給付の支給</li> </ul>	
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票関係情報と突合して、資格の状況を確認する。</li> <li>・地方税関係情報と突合して、所得額を確認する。</li> </ul>	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 5 ) 件
<b>委託事項1</b>	
①委託内容 国民健康保険事務に係る業務委託	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 (株)FSK	
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
<b>委託事項2</b>	
①委託内容 資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務委託 <p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</p>	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 福島県国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑥再委託事項 資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理/パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)/サーバ等ハウジングなど。





<b>委託事項5</b>		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		福島県国保連合会 (福島県国保連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の福島県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、福島県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 26 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 10 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	別添3「特定個人情報の提供先一覧」参照
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 各項(別添3「特定個人情報の提供先一覧」参照)
②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第2 第2欄に掲げる事務(別添3「特定個人情報の提供先一覧」参照)
③提供する情報	国民健康保険給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先1	保健福祉部 保健福祉課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度



<b>移転先4</b>	保健福祉部 保健福祉課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	いわき市乳幼児医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先5</b>	保健福祉部 保健福祉課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	いわき市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先6</b>	保健福祉部 保健福祉課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	いわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例による医療費の給付に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先7</b>	保健福祉部 保健福祉課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	いわき市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先8</b>	保健福祉部 保健所 総務課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先9</b>	こどもみらい部 こども家庭課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
③移転する情報	国民健康保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先10</b>	保健福祉部 保健福祉課	
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	用途外国人に対する生活保護の措置に関する事務	
③移転する情報	国民健康保険給付情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
保管場所 ※	<いわき市における措置> 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
<b>7. 備考</b>		
—		

## 【別添1）特定個人情報ファイル記録項目

### 【国保世帯情報】

国保番号、普擬世帯区分、世帯取得日、世帯取得事由、世帯喪失日、世帯喪失事由、世帯異動日、世帯異動事由、世帯届出日、世帯区分、退職世帯区分

### 【国保被保情報】

個人番号(マイナンバー)、資格区分、得喪日、得喪事由、異動日、届出日、個人場号(内部番号)、退職本人個人番号(内部番号)、退職続柄、年金制度区分、年金種別、国保番号枝番

### 【療養費情報】

国保番号、個人場号(内部番号)、診療年月、請求年月、簿冊番号、レセプト番号、費用額、保険者負担額、一部負担額、薬剤一部負担額、療養費、支給決定額、医療機関コード、金融コード、口座番号、振込名義人

### 【施術療養費情報】

国保番号、個人場号(内部番号)、性別、生年月日、開始年月日、終了年月日、実年数、合計額

### 【葬祭費情報】

国保番号、個人場号(内部番号)、死亡被保個人番号(内部番号)、死亡年月日、金融機関番号 本店、金融機関番号 支店、口座の種類(普通、当座)、口座番号、口座名義人(カナ)、ナンバーリング

### 【葬祭費・出産一時金共通情報】

国保番号、個人場号(内部番号)、支給日、届出日、処理日

### 【高額療養費情報】

入力区分、国保番号、個人場号(内部番号)、診療年月、請求年月、レセプト番号、保険区分、高齢区分、レセ区分、国保課非区分、高齢課非区分、合算区分、多数区分、交通事故、長期区分、入外区分、医療機関番号、日数、費用額、保険負担額、第1公費負担額、第1公費法別番号、第2公費負担額、第2公費法別番号、高額現物 公費分、高額現物 ○長分、高額現物 高齢分、一部負担金 定率、一部負担金 窓口、高齢外来分 高額、高齢入院分 高額、世帯合算分 高額、今回支払額、金融機関、口座番号、口座種別、預金者名

### 【レセプト情報】

過誤事由、医療機関コード、給付割合、保健区分、DB資格区分、入外区分、診療科、レセプト番号、診療年月、請求年月、国保番号、精神、結核、生年月日、10割給付、高齢区分、長期区分、第三者行為区分、診療開始日、診療実日数、転帰区分、初診回数、再診回数、内科再診回数、初回再診回数、初診点数、在宅区分、不正利得区分、入外区分(入力)、生活指導点数、調期回数、処方箋回数、処方箋受付回数、補診、咬合、有床義歯、リベース、入院日、入院時医学管理料、連合会番号、療養費区分、疾病コード、合計点数、費用額、第1公費、負担者番号、受給者番号、日数、公費分点数、患者負担額、第1公費負担額、指定公費額、第2公費負担額、一部負担額、限度額適用特記事項、自己負担免除区分、高額療養費(現物)、公費分、長期分、高齢分、一部負担(レセプト記載)、高額区分(償還)、退職振替フラグ、過誤エラーメッセージ区分、再診メッセージ区分、住記内容、個人番号、氏名、性別、生年月日、医療機関名、事務点検エラーフラグ、過誤、喪失日、喪失事由、重複エラー、重複区分、請求年月、簿冊番号、レセプト番号、療養、入院時食事療養費、日数、食事療養費、負担金額、国保負担額、第1公費負担額、第2公費負担額、患者負担額、減額認定、減額認定3月超、地区

### 【限認証・食事標準負担情報】

認定年月日、減額区分、長期区分、国保番号、個人場号(内部番号)、該当年月日、長期該当年月日

### 【所得等判定情報】

更新区分、課税すべき年度、個人番号、給与収入、専従者給与収入、年金収入、営業、農業、不動産、利子、配当、特定給与所得、その他雑、総合短期譲渡、総合長期譲渡1/2後、一時1/2後、分離短期譲渡(一般)、分離短期譲渡(軽減)、分離長期譲渡(一般)、分離長期譲渡(優住)、分離長期譲渡(居住)、山林、山林収用、株式、商品先物取引、免税所得、変動所得、前2年の変動所得、臨時所得、コード、控除額、総合短期譲渡、総合長期譲渡、一時、分離短期譲渡(一般)、分離短期譲渡(軽減)、分離長期譲渡(一般)、分離長期譲渡(優住)、分離長期譲渡(居住)、山林、山林収用、株式、総所得、分離短期(一般)、分離短期(軽減)、分離長期(一般)、分離長期(優住)、分離長期(居住)、山林、株式所得、商品先物取引、市所得割額、市均等割額、課税保留

### 【交付履歴】

国保番号、個人場号(内部番号)、交付証区分、交付区分、交付日、交付届出日、回収日、回収届出日

○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を追加する。

- ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
- ・券面記載の被保険者証記号
- ・券面記載の被保険者証番号
- ・券面記載の氏名(漢字)
- ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名
- ・被保険者証裏面への性別記載の有無
- ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
- ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

### 【口座登録・連携ファイル関係情報】

金融機関コード、金融機関名(カナ)、店番、支店名(カナ)、預貯金種目コード、口座番号、名義人氏名(カナ)、記号(ゆうちょ銀行の場合)、番号(ゆうちょ銀行の場合)

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
国民健康保険被保険者ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民記録システム及び税務システムからの情報入手については、あらかじめ定められたインターフェイスに基づき取得するため、必要な情報以外を入手することはない。</li> <li>・住民からの情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;            国保総合PCにおける措置            ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	宛名情報にアクセスすることによって個人番号を参照しているが、システムから宛名情報にアクセスする際も、医療保険関係情報以外の事務情報にはアクセスできないようアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを使用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワード及び乱数表による認証を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外の使用の禁止</li> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を制限</li> <li>・特定個人情報の提供先の限定・情報漏洩を防ぐための保管に責任を負う</li> <li>・情報が不要となったときまたは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる</li> <li>・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする</li> <li>・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報ファイルの取扱い</li> <li>・再委託の禁止</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県国民健康保険団体連合会が再委託を行う場合は、次の【福島県国民健康保険団体連合会との委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定】に加え、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化</li> <li>・再々委託の禁止</li> </ul> </li> <li>等再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</li> <li>なお、「委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄」は、「再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄」に読み替える。</li> </ul>	
その他の措置の内容	<p>【福島県国民健康保険団体連合会との委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄</li> <li>・従業者に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める規定</li> <li>・再委託を許可する場合においては、漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化等を定めるとともに、委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</li> </ul> <p>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> <p>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御されており、いつどのシステムからアクセスされたかについてはログに記録している。</li> <li>・ネットワークを利用しない、記録媒体を利用した情報の提供・移転の場合には、受渡簿を作成し、確認ができるようにしている。</li> </ul>		
その他の措置の内容	ハードディスク、USBメモリ・CDへの書き込みをシステム側で禁止している。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;いわき市における措置&gt;</p> <p>団体内統合利用番号連携サーバーは権限のない者のアクセスを認めない仕組みとする。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	死者の個人番号についても生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<いわき市における措置> ・職員等関係者へ市情報セキュリティポリシー等の研修を行っている。 ・委託業者へ契約内容に個人情報保護に関する定期的な研修実施を明記している。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	情報公開センター【総務部総務課】 970-8686 いわき市平字梅本21 他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付
②請求方法	市役所本庁1階にある情報公開センター、各支所等にある情報公開コーナーへ書面で請求するか、情報公開センターへ郵送で請求する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	いわき市市民協働部国保年金課 〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 0246-22-7456
②対応方法	問い合わせ受付時に、問い合わせに対する対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年2月5日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転件数	6	3	事前	
平成27年12月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先	保健福祉部 長寿介護課 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	削除	事前	
平成27年12月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先	保健福祉部 保健所 地域保健課 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務	削除	事前	
平成27年12月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先	保健福祉部 障がい福祉課 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	削除	事前	
平成28年4月1日	I 6②所属長	国保年金課長 吉村 公孝	国保年金課長 本間 雅雄	事後	
平成29年4月1日	I 5②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、25、33、41の2、43、44、46、49、55の2、59の3条)	事後	
平成29年4月1日	I 2システム4	追加	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(別添4込み)	事後	
平成29年4月1日	II 3③使用目的	追加	<国保連合会から入手する情報>	事後	
平成29年4月1日	II 4委託事項2	追加	資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務委託再委託	事後	
平成29年4月1日	III 2リスクに対する措置	追加	<国保連合会からの入手>	事後	
平成29年4月1日	III 3リスクに対する措置	追加	<国保総合PCIにおける措置>	事後	
平成29年4月1日	III 4再委託先における特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの担保	再委託していない	十分に行っている	事後	
平成29年4月1日	III 4具体的な方法	追加	福島県国民健康保険団体連合会が再委託を行う場合の具体的な方法	事後	
平成29年4月1日	III 4その他の措置の内容	追加	【福島県国民健康保険団体連合会との委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定】	事後	
平成29年4月1日	I 6②所属長	国保年金課長 本間 雅雄	国保年金課長 本田 功	事後	
平成30年4月1日	I 6②所属長	国保年金課長 本田 功	国保年金課長 山野邊 英世	事後	
平成31年2月12日	I 6②所属長の役職名	国保年金課長 山野邊 英世	国保年金課長	事後	
平成31年2月12日	III 7② 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	

平成31年2月12日	I 5②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、81、87、93、97、106、109、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、25、33、41の2、43、44、46、49、55の2、59の3条)	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、11、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、109、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、49、53、55の2、59の3条) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(第42、43の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25の2条)	事後	
平成31年2月12日	II 5提供・移転の有無	移転件数:9件	移転件数:10件	事後	
平成31年2月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先	追加	保健福祉部保健福祉課 外国人に対する生活保護の措置に関する事務	事後	
平成31年2月12日	V 1①実施日	42216	43190	事後	
平成31年4月1日	I 5移転先2	保健福祉部 長寿介護課	保健福祉部 介護保険課	事後	
平成31年4月1日	I 5移転先8	保健福祉部 長寿介護課	保健福祉部 介護保険課	事後	
令和2年8月26日	(別添1)ファイル記録項目	【国保被保情報】 個人番号(マイナンバー)、資格区分、得喪日、得喪事由、異動日、届出日、個人番号(内部番号)、退職本人個人番号(内部番号)、退職続柄、年金制度区分、年金種別	【国保被保情報】 個人番号(マイナンバー)、資格区分、得喪日、得喪事由、異動日、届出日、個人番号(内部番号)、退職本人個人番号(内部番号)、退職続柄、年金制度区分、年金種別、国保番号枝番	事後	
令和3年1月15日	I 1②事務の内容	【概要】 国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険の資格・給付に関する事務を行う。 【内容】 1 国民健康保険の被保険者資格の管理 2 被保険者証等の交付、回収、検認、更新、再交付又は返還に関する事務 3 保険給付の支給に関する事務 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 5 番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。	(従前の記載に次の内容を追加)  6 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)  ※「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	
令和3年1月15日	I 2システム4 ②システムの機能	2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添4を参照) (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転入地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転入地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。  * ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。	2(2)と注釈「* ファイル転送機能とは、～」との間に次の内容を追加する。  3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (詳細は別添4を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。	事後	
令和3年1月15日	I 2システム4 ③他のシステムとの接続	設定なし	[O]その他(医療保険者等向け中間サーバー等)	事後	
令和3年1月15日	I 2システム5 医療保険者等向け中間サーバー等	追加	I 2システム5 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	

令和3年1月15日	I 4 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第24条	(従前の記載に次の内容を追加)  (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項第30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事後	
令和3年1月15日	I 5②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、 5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、 58、62、78、80、81、87、93、97、106、109、120 の項)  行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、 5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、25、 33、41の2、43、44、46、49、55の2、59の3条)  【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第42、43の 項) ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 別表第二の主 務省令で定める事務を定める命令(第25、25の 2条)	(従前の記載に次の内容を追加)  【オンライン資格確認の準備業務の根拠】 ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情 報連携のためではなくオンライン資格確認の準 備 として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事後	
令和3年1月15日	(別添4) 事務の内容	追加	3. オンライン資格確認の準備のための医療保 険者等向け中間サーバー等への被保険者異 動情報の提供	事後	
令和3年1月15日	II 4委託事項2 ①委託内容	・療養給付の審査・支払に付随する業務とし て、都道府県単位で管理することとなる資格取 得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務) と、同一都道府県内で転居があった場合にお ける高額療養費の該当回数を通算するための同 一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当 の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約シ ステムを使用する)。  ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務 と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集 約)システム)及びオンライン資格確認の準備 のための医療保険者向け中間サーバー等への被 保険者資格情報の提供のみであり、国民健康 保険の療養給付等の審査・支払業務そのもの には、個人番号を用いない。	(従前の記載に次の内容を追加)  ・オンライン資格確認等システムで被保険者等 の資格情報を利用するため、国保連合会は、 市区町村より受領した被保険者資格異動に 関するデータを編集し、「医療保険者等向け中 間サーバー等」へ送信、登録を行う。	事後	
令和3年1月15日	II 4委託事項3及び委託事項 4	追加	II 4委託事項3及び委託事項4	事後	
令和3年1月15日	II 5 提供・移転の有無	提供を行っている(25)件 移転を行っている(10)件	提供を行っている(27)件 移転を行っている(10)件	事後	
令和3年1月15日	(別添1)特定個人情報ファイ ル記録項目	【国保世帯情報】 国保番号、普擬世帯区分、世帯取得日、世帯 取得事由、世帯喪失日、世帯喪失事由、世帯 異動日、世帯異動事由、世帯届出日、世帯区 分、退職世帯区分  (略)  【交付履歴】 国保番号、個人番号(内部番号)、交付証区 分、交付区分、交付日、交付届出日、回収日、 回収届出日	(従前の記載に次の内容を追加)  ・○「オンライン資格確認の準備のための医療 保険者等向け中間サーバー等への被保険者 異動情報の提供」業務を実施するために、以下 の項目を追加する。  ・被保険者証記号および被保険者証番号ごと に付番した枝番(個人を識別する2桁の番号) ・券面記載の被保険者証記号 ・券面記載の被保険者証番号 ・券面記載の氏名(漢字) ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名 ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢 字) ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢 字)の読み仮名 ・被保険者証裏面への性別記載の有無 ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申 し出の有無 ・自己負担限度額が変更となった場合、また は治癒により証を回収した場合の回収の理由 が発生した日	事後	

令和3年1月15日	Ⅲ4 その他の措置の内容	<p>【福島県国民健康保険団体連合会との委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄</li> <li>・従業者に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求めめる規定</li> <li>・再委託を許可する場合においては、漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化等を定めるとともに、委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</li> </ul>	<p>(従前の記載に次の内容を追加)</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> </ul> </li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul>	事後	
令和3年1月15日	Ⅲ4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	<p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul>	事後	
令和5年2月21日	I 1②事務の内容	追加	<p>(従前の記載に次の内容を追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公金受取口座情報利用の際は次の手順により行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①公金受取口座登録:住民が、国(デジタル庁)に口座情報を事前登録。</li> <li>②給付申請(＋利用意思表示):住民が給付申請の際に公金受取口座を利用する旨の意思表示。</li> <li>③行政機関等における口座情報取得: 情報提供NWSによる情報連携により、口座情報登録・連携システムから公金受取口座情報を取得</li> <li>④給付手続:行政機関等は、(取得した情報を元に)公金受取口座に振込を実施。</li> </ol> </li> </ul>	事後	
令和5年2月21日	I 2 システム2②システムの機能	追加	<p>(従前の記載に次の内容を追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①口座登録・連携ファイル関係情報取得機能 情報提供ネットワークシステムを介して、口座情報登録・連携システムから公金受取口座情報を取得する。</li> </ul>	事後	
令和5年2月21日	I 5②法律上の根拠		<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、81、87、93、97、106、109、120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、25、33、41の2、43、44、46、49、55の2、59の3条)</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二(第42、43の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25の2条)</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務の根拠】 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	

令和5年2月21日	Ⅱ 2④記録される項目 主な項目	追加	その他 口座登録・連携ファイル関係情報	事後	
令和5年2月21日	Ⅱ 3①入手元	追加	行政機関・独立行政法人等 ( デジタル庁 )	事後	
令和5年2月21日	Ⅱ 5提供・移転の有無	【○】提供を行っている。( 27件)	【○】提供を行っている。( 26件)	事後	
令和5年2月21日	V 1①実施日	令和3年9月1日	令和5年2月21日	事後	
令和5年2月21日	(別添1)ファイル記録項目	追加	【口座登録・連携ファイル関係情報】 金融機関コード、金融機関名(カナ)、店番、支店名(カナ)、預貯金種目コード、口座番号、名義人氏名(カナ)、記号(ゆうちょ銀行の場合)、番号(ゆうちょ銀行の場合)	事後	
令和5年2月21日	(別添3)提供一覧	別表2 項番81	削除	事後	
令和5年2月21日	(別添4)事務の内容	追加	口座登録・連携ファイル関係情報	事後	
令和6年2月5日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託の有無※」	1件	5件	事後	
令和6年2月5日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項5」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	
令和6年2月5日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項5」①委託内容	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	
令和6年2月5日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項5」②委託先における取扱者数	記載なし	10人以上50人未満	事前	
令和6年2月5日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項5」③委託先名	記載なし	福島県国保連合会 (福島県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	
令和6年2月5日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項5」再委託「④再委託の有無※」	記載なし	再委託する	事前	
令和6年2月5日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項5」⑤再委託の許諾方法	記載なし	委託先の福島県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他各市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、福島県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)  国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。	事前	
令和6年2月5日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項5」⑤再委託の許諾方法	記載なし	国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。		

令和6年2月5日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項5」「⑥再委託事項」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	
令和6年2月5日	「Ⅲリスク対策」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「その他の措置の内容」	クラウドに関する記載なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</li> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul>	事前	
令和6年2月5日	「Ⅲリスク対策」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「その他の措置の内容」	クラウド移行作業に関する記載なし	<p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている</li> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>	事前	
令和6年2月5日	「Ⅴ評価実施手続」「1.基礎項目評価」「①実施日」	令和5年2月21日	令和6年2月5日	事前	

### 別添3 特定個人情報の提供先一覧

別表2 項番	情報照会者	事務	特定個人情報
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
12	市町村長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
15	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
17	市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
22	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

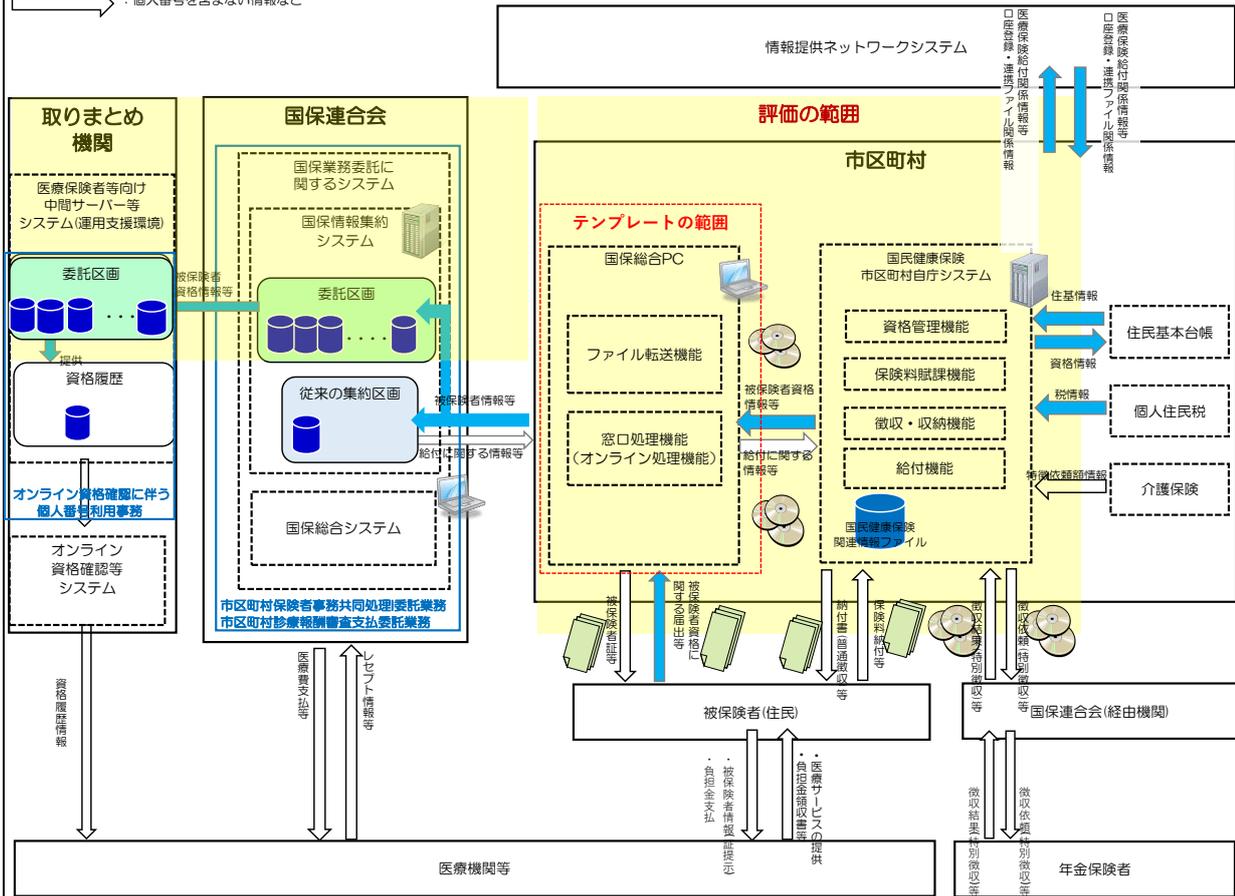
別表2 項番	情報照会者	事務	特定個人情報
26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
33	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
78	厚生労働大臣	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給又は地域	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの

別表2 項番	情報照会者	事務	特定個人情報
93	市町村長	支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
109	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの



国保総合PCと市区町村システムとの関係

- : 個人番号を含む情報
- : 個人番号を含まない情報など



(備考)

1. 市区町村保険者事務共同処理業務

- 1-1. 国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。
  - ・なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要になる。
- 1-2. 上述の他に、高額医療費共同事業、レセプト点検の支援等を委託するが、これらの業務を行う「国保総合システム」では個人番号を使用しない。
- 1-3. オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、
  - 国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。

2. 都道府県保険者事務共同処理業務

- ・都道府県が、国民健康保険の保険給付費(歳出)および国庫負担金や前期高齢者交付金等の歳入を推計し、保険料収納必要額を推計しその保険料収納必要額を確保するために、所得水準に基づき市区町村ごとの保険料収納必要額を算定するとともに、標準保険料率を計算するための「国保事業費納付金等算定標準システム」の設置と運用を国保連合会に委託する。
- ・なお、本業務を行う国保事業費納付金等算定標準システムでは個人番号を使用しない。

3. 市区町村診療報酬審査支払業務

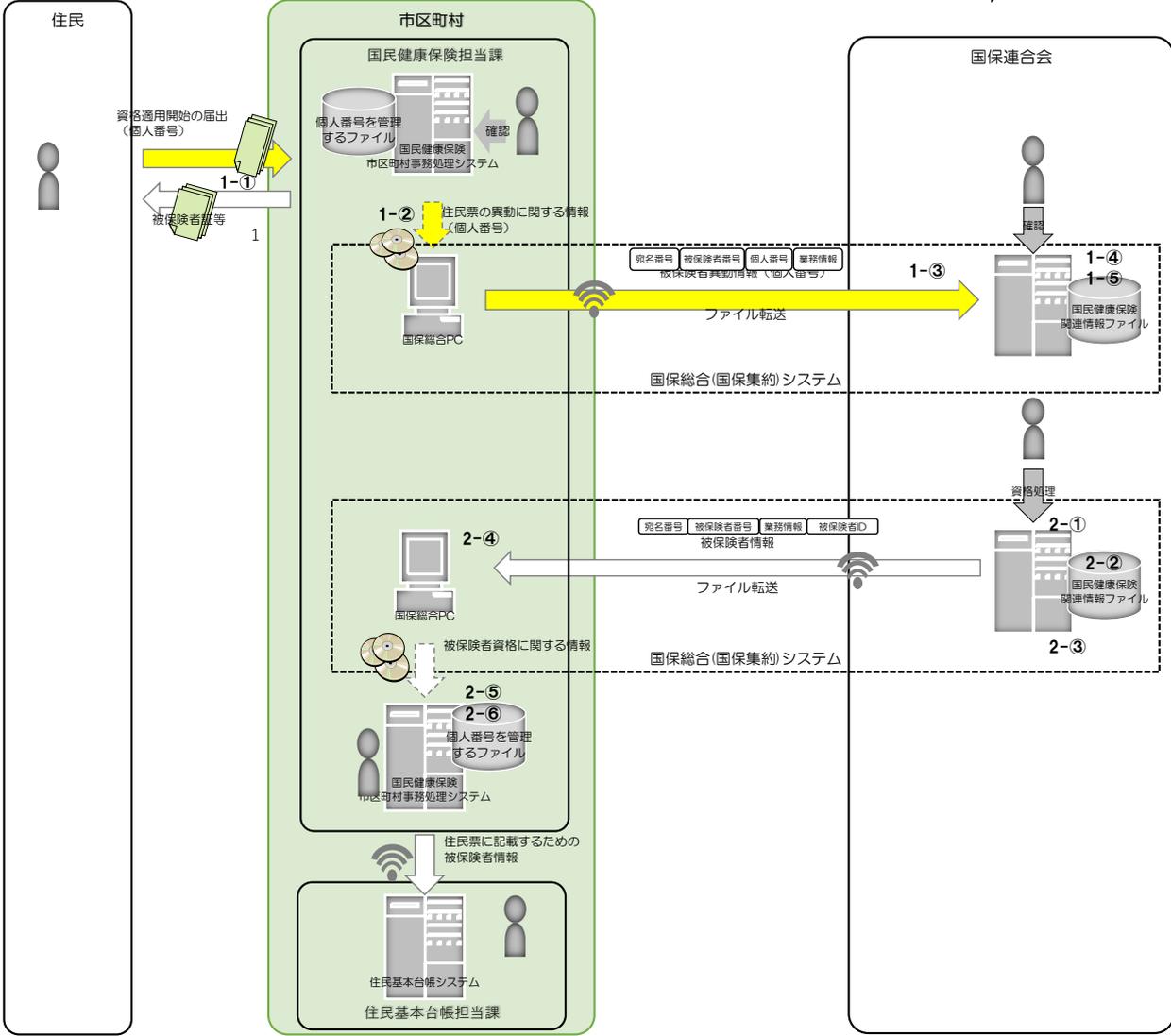
- ・保険医療機関等から提出される診療報酬等の審査支払を国保連合会に委託する。
- ・なお、本業務および本業務を行う「国保総合システム」では個人番号は使用しない。

4. オンライン資格確認の準備業務

- ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
  - オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。
- ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
  - オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐づけるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。

1. 資格継続業務

→ (Yellow Arrow) : 個人番号を含む情報  
 → (White Arrow) : 個人番号を含まない情報など



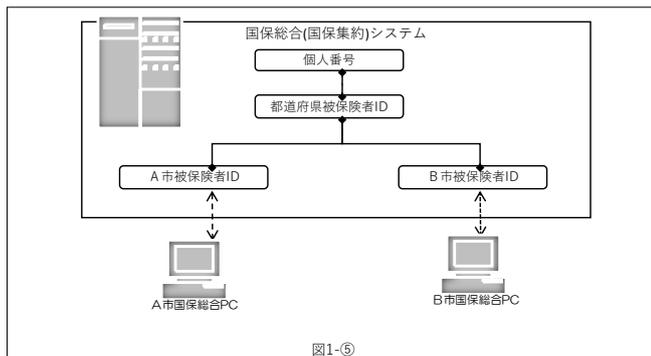
(備考)

## 1. 資格継続業務

- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市区町村であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市区町村で事務を行う対象の被保険者である期間を、市区町村は適用開始日と適用終了日で管理することになる。
- ・国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を市区町村が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、転出地市区町村から送付された被保険者情報と転入地市区町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うことになる。
- ・また、市区町村では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。

### (1)被保険者異動情報等の送信

- 1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村事務処理システムに当該情報を登録する。住民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。
- 1-②国民健康保険市区町村事務処理システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。  
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- 1-③市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 1-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 1-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「個人番号」によって同一人の判断・確認を行う。  
また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市区町村別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDとが紐付けられて、国保総合(国保集約)システム上でそれらの被保険者IDと関係性が管理される。

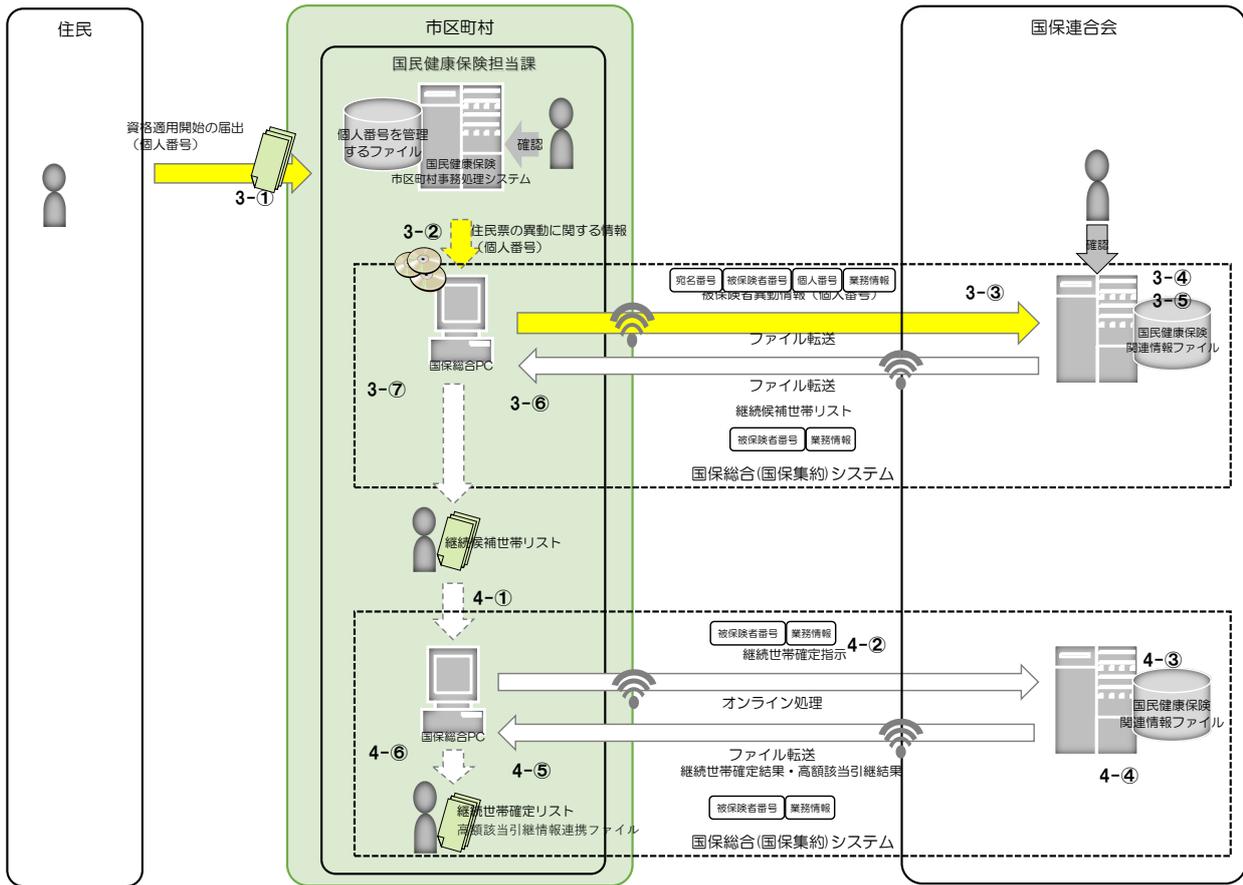


### (2)被保険者情報の受信

- 2-①(1)において市区町村の国保総合PCから国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、都道府県内の市区町村間を転居した場合には、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間等を国保総合(国保集約)システムによってチェックする。  
また、国保総合(国保集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。
- 2-②国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐づき、さらに、都道府県被保険者IDには個人番号が紐付けされている。
- 2-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者情報が管理される。
- 2-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル)を配信する。
- 2-⑤市区町村では、市区町村の国保総合PCから被保険者情報を電子媒体等に移出し、国民健康保険市区町村事務処理システムに移入する。
- 2-⑥国民健康保険市区町村事務処理システムでは、移入された被保険者情報に基づいて、同システムの都道府県単位の被保険者情報を更新する。  
市区町村では、すでに被保険者情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者情報を追加して管理する。

## 2. 高額該当の引き継ぎ業務

 : 個人番号を含む情報  
 : 個人番号を含まない情報など



(備考)

### 2. 高額該当回数引き継ぎ業務

- ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。
- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。
- ・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。

#### (3) 継続候補世帯の抽出

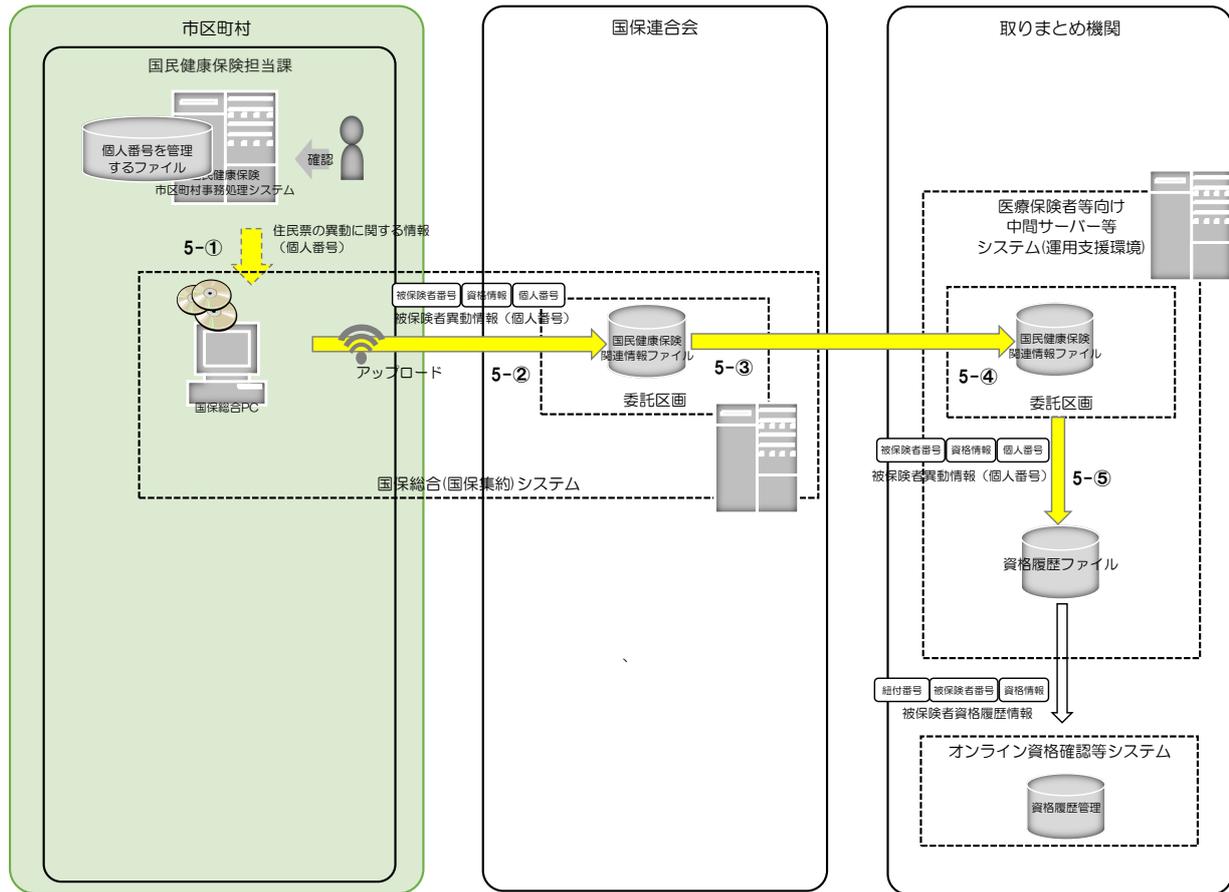
- 3-1 市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村事務処理システムに当該情報を登録する。
- 3-2 国民健康保険市区町村事務処理システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。  
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- 3-3 市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 3-4 国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。
- 3-5 国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。
- 3-6 国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。
- 3-7 市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

#### (4) 継続世帯の確定および高額該当回数引き継ぎ

- 4-1 継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、市区町村の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。
- 4-2 市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。
- 4-3 国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。  
また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当情報の引き継ぎが実施される。
- 4-4 国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果が作成される。
- 4-5 国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果を配信する。
- 4-6 市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。  
また、市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報および高額該当引継情報連携ファイルを確認し、高額該当情報が引き継がれたことを確認する。

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

黄色い矢印 : 個人番号を含む情報  
 白い矢印 : 個人番号を含まない情報など



(備考)

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
- ・上述の資格履歴情報の管理を行うため、市区町村において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

(5)被保険者異動情報等の送信

5-①市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報

(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。

電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。

5-②市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。

5-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、

同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等

システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。

国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため

国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市区町村間)の提供等は発生しない。



5-④医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画では、国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、

同システムの当該情報を更新する。

医療保険者等向け中間サーバー等システムでは、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、

区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。

5-⑤医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、市区町村から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。